

介護保険利用料の助成・介護保険料の減免のお知らせ

問合せ 高齢介護課 介護保険担当 内線315・316

町では、所得の低い方を対象に介護保険利用料の助成と介護保険料の減免を実施しています。

介護保険サービスを利用している方や65歳以上で保険料を納めている方のうち、一定の要件に該当する方が対象となります。

該当する方は、申請書類等の提出が必要となりますので、高齢介護課窓口までお越しください。

介護保険利用料の助成

介護保険利用料の支払いが困難な方（生活保護受給者世帯を除く）が利用する料金の一定割合を助成します。

利用料の割引は、町と協定を締結している事業者で介護サービスを利用した際に、「介護サービス利用者負担助成認定証」を提示することで受けられます。「介護サービス利用者負担助成認定証」の交付対象となる方とその対象サービスは、表1のとおりです。

なお、福祉用具購入費・住宅改修費、または町と協定を結んでいない事業者のサービスを受けた場合は、申請書の提出による償還払い（払い戻し）となります。

▼表1 介護保険利用料の助成

対象者の介護保険料区分	助成割合	対象サービス
①第1段階*に該当する方	2分の1	全サービス
②第1段階に該当する方	4分の1	・ 居宅サービス ・ 施設サービス （食事代・居住費を除く） ・ 福祉用具購入費 ・ 住宅改修費 ・ 総合事業の訪問事業および通所事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る）
③第2段階に該当する方		
④第3段階に該当する方		
⑤40歳以上65歳未満の方（2号被保険者といいます）で第1・2・3段階に準じる方		

*本人が老齢福祉年金受給者で本人を含めて世帯全員が住民税非課税

介護保険料の減免

生活が著しく困窮している方などの介護保険料を減額・免除します。対象となる方は、表2・表3の要件に該当する方です。

▼表2 介護保険料の減額

収入の少ない方	減免の内容
①介護保険料区分が、第1段階（生活保護受給者を除く）の方で、課税年金収入と合計所得金額の合計が60万円以下の方	申請日以降に納期を迎える保険料を2分の1に軽減
②介護保険料区分が、第2段階の方	申請日以降に納期を迎える保険料を第1段階と同額に軽減
要件（次のすべてに該当する方）	
①住民税課税者と生計を共にしていない ②住民税課税者から税法上の扶養を受けていない ③健康保険などの医療保険の被扶養者となっていない ④自宅を除き活用できる資産がない ⑤預貯金額が300万円以下である	
申請の際に持参するもの	
①預貯金通帳（年金振込先口座など被保険者本人名義のものすべて） ②健康保険証（国民健康保険、後期高齢者医療保険、協会けんぽ、組合健保など）	

▼表3 介護保険料の免除

退所、退院などの見込みのない方
1 刑務所などに収監され、保険給付が受けられない方の保険料を所得段階にかかわらず全額免除します。
2 現在、介護保険が適用されない施設（精神科病院など）に6か月以上入院（所）していて、退院（所）の見込みのない方の保険料を所得段階にかかわらず全額免除します。
申請の際に持参するもの
・ 入院（所）中もしくは収監中であることの証明ができる書類 ・ 退院（所）の見込みがないとわかるように記載された診断書

自分のために、家族のために…

定期的な健診で健康チェックを!

問合せ

国民健康保険にご加入の方
町民課 国民健康保険担当 内線252・454
後期高齢者医療制度にご加入の方
町民課 後期高齢者医療担当 内線259・456

町では、生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドロームの早期発見、また生活習慣病等の重症化予防のため、40歳～74歳の国民健康保険加入者の皆さんを対象に「特定健診」、後期高齢者医療制度に加入している方には「後期高齢者健康診査」を行っています。

対象者には、6月に受診券が送付されますので、1年に1回は健康チェックをして、元気な体を保ちましょう!

国民健康保険加入者の方へ 特定健診集団健診（がん検診同時実施）の予約を開始します

■インターネット先行予約（24時間受付可能）

受付期間 6月10日(月)～6月16日(日)

■電話予約

受付期間 7月4日(木)、7月5日(金)

受付時間 9時～15時

予約専用電話（臨時） ☎0480 (37) 3363

※おかけ間違いにご注意ください

※インターネット先行予約・電話予約それぞれ定員になり次第締め切ります。予約に空きがある日に限り、7月5日(金)15時以降から保健センター（☎34-1188）で予約受付します【土日祝日を除く】

※詳細は、受診券に同封の案内をご覧ください。

国民健康保険加入者の方へ
後期高齢者医療制度加入者の方へ

お得な「助成制度」のお知らせです

①総合健診（人間ドック）費用助成

助成金額 年度内1回、1人30,000円を限度

助成対象 **国民健康保険加入者**

- ・ 杉戸町国民健康保険に1年以上継続加入している方
- ・ 年齢満35歳以上の方
- ・ 国民健康保険税に未納がない世帯の方

後期高齢者医療制度加入者

- ・ 後期高齢者医療保険料に未納がない方

申請方法 次のものを町民課窓口（国民健康保険担当または後期高齢者医療担当）へご持参ください。

- ◆ 受診結果（全ての検査項目が記載されたもの） ◆ 領収書 ◆ 保険証 ◆ 振込先が分かるもの（通帳など）
 - ◆ 特定健診受診券（国民健康保険に加入の方）、健康診査受診券（後期高齢者医療制度に加入の方）
- ※受診券を紛失した方はお問合せください。

※以下の場合には助成対象外となります。

- ・ 同じ年度内に特定健診または後期高齢者健康診査を受診した方
- ・ 脳ドックやがん検診のみ受診した方
- ・ 受診結果を提出していただけない方

②保養施設利用助成

助成金額 年度内1泊大人2,000円、小人1,000円（2泊まで）

助成対象 国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料に未納がない方

※詳細は、全戸配布されている「利用できる保養施設一覧」をご覧ください。